酒田市立酒田看護専門学校

「学校評価－自己点検・自己評価」のパイロットテストの実施及び集計結果について－

Ⅰ.「学校評価－自己点検・自己評価」の考え方

平成 14 年、専修学校設置基準等の改正に伴い専修学校において教育活動等の状況についての自己点検・自己評価を行うこと、およびその結果を公表することが努力義務化された。このような状況に鑑み、看護師等養成所が看護教育の充実に自主的に取り組む環境を整備する一環として、看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針が平成 15 年に作成されている。また、専修学校の学校評価は平成 19 年の学校教育法および同法施行規則の改正により、下記の２点が義務化された。

① 自己評価の実施・結果の公表に関する義務

② 学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務

本校では、「酒田市立酒田看護専門学校学則」第 26 条において自己点検及び評価について述べており、過去にはアンケート形式の学生による授業評価（講義・技術演習・臨地実習）や保護者による学校評価を実施し、その結果を学校ホームページ上で公開している。しかし、単発的な取り組みになっており評価活動が継続できていなかった。

そこで、この度の第５次規則改正を好機として教職員の学校運営評価についての考え方を統一し、「教育水準の維持・向上」と「創意工夫のある教育の追求」のための活動を推進していくため『酒田市立酒田看護専門学校学校評価規程』を作成した。今後は、この規程に基づき、継続的かつ循環的に点検・評価を行う。この点検・評価をとおし、教職員が一丸となって看護学校としての「内部的品質保証の仕組み」を確立することが、教育理念に基づく人材を育成していくための学校運営の核になるものと認識する。

２.「学校評価－自己点検・自己評価」のパイロットテストの実施について

このたび、『酒田市立酒田看護専門学校学校評価規程』が完成したことを受け、令和７年度より、この規程に基づき「自己点検・自己評価」を本格的に実施したいと考える。そこで、「酒田市立酒田看護専門学校自己評価・自己点検表」によるパイロットテストを令和７年２月に行った。

パイロットテストは、本格的な導入・実施の前に試験的に行うもの。

設問構成や質問の意図が回答者に伝わるか、といったことを検討するためのプレテストのこと。

3．酒田市立酒田看護専門学校　自己評価・自己点検－パイロットテストの集計結果

教職員 16 名により、10 カテゴリー80 項目を 4 段階の評価基準により評価した。
回収率は 100%であった。評価基準は次の通り。

4：十分あてはまる（おおよそ 80%以上）
3：おおむねあてはまる（おおよそ 80～70%）
2：一部あてはまる（おおよそ 70～60%以上）
1：あてはまらない（60%に至らない）

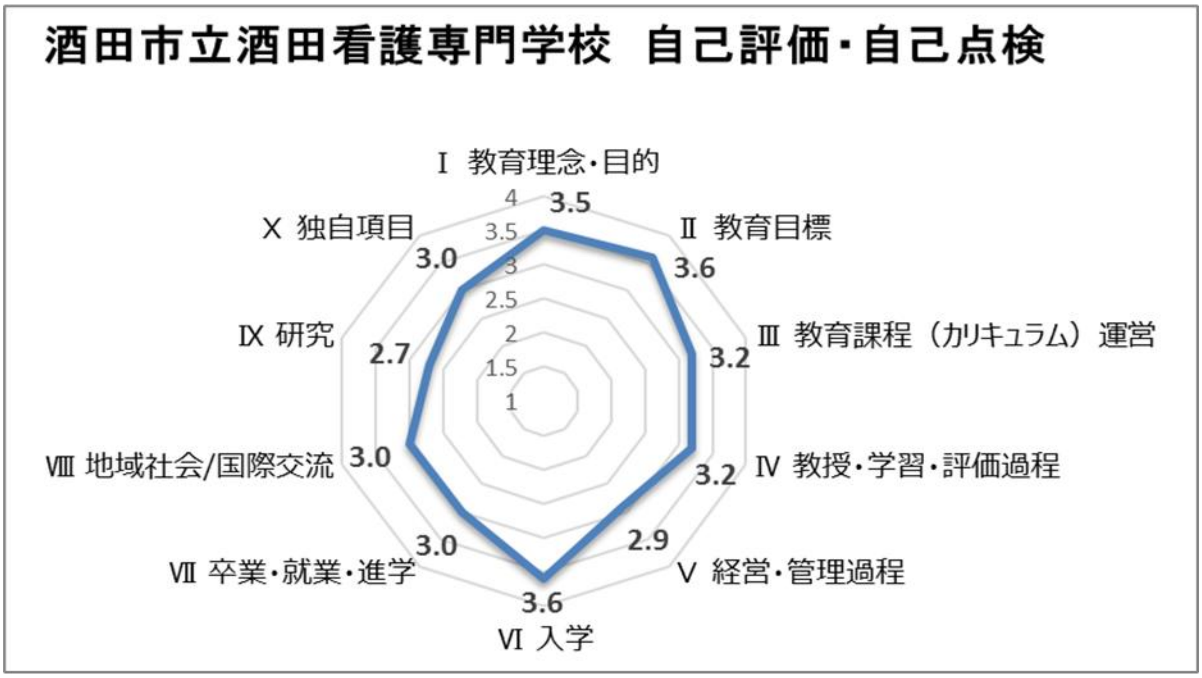

1）各カテゴリーの評価と考察

評価基準を 4 段階としたので考察は以下の考え方に基づいた。

・80%以上を示す 3.2 以上を「高値」
・60%に至らないことを示す 2.3 以下を「低値」
・70%は一定の水準に達しているめやすを示す 2.8 を「標準値」

	カテゴリー	評価
Ⅰ	教育理念・目的	**3.5**
Ⅱ	教育目標	**3.6**
Ⅲ	教育課程（カリキュラム）運営	**3.2**
Ⅳ	教授・学習・評価過程	**3.2**
Ⅴ	経営・管理過程	2.9
Ⅵ	入学	**3.6**
Ⅶ	卒業・就業・進学	3.0
Ⅷ	地域社会/国際交流	3.0
Ⅸ	研究	2.7
Ⅹ	独自項目	3.0
	平　均	**3.2**

- 今回のパイロットテストにおいて 10 のカテゴリーの平均は 3.2 であったことからおおむね一定の水準に達しているものと判断できる。
- 「高値」となったカテゴリーは５つ。2.3 以下の「低値」を示したものは無かったが、各カテゴリーを構成する評価項目で標準値以下のものについては、現状分析をする必要がある。評価が低くなったが理由を明らかにし、改善点と改善に向けた具体策を検討しいていく。

2）カテゴリー別評価項目の評価

Ⅰ　**教育理念**…平均 3.5

1	教育理念・教育目的は自養成所の教育上の特徴を示している。	3.6
2	教育理念・教育目的は、学生の学習の指針になるよう具体的に示している。	3.4
3	看護、看護学教育、学生観は実際に教員の教育活動の指針となっている。	3.4
4	教育理念・教育目的は、養成する看護師が卒業時点において持つべき資質を明示している。	3.7
5	卒業時点にもつべき資質は、社会に対する看護の質を保障するのに妥当なものとなっている。	3.4
6	看護学教育に関連する用語解が明示されており、教員の教育活動の指針となっている。	3.3

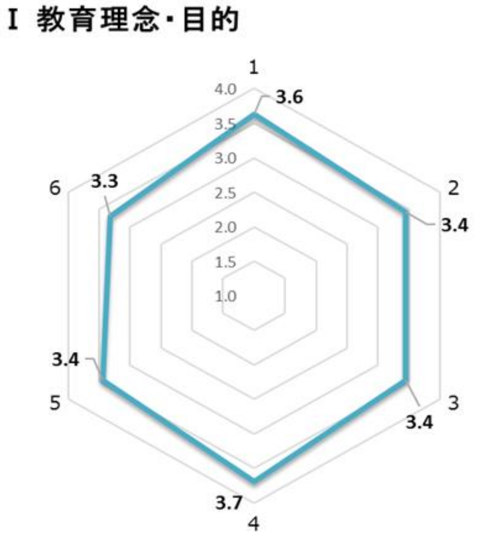

Ⅱ　**教育目標**…平均 3.6

7	教育目標は、教育理念・教育目的と一貫性がある。	3.6
8	教育目標は、目標内容と各学年における到達目標が対応している。	3.4
9	卒業時の到達目標としてディプロマポリシーを設定している。	3.8
10	ディプロマポリシーは、卒業認定の方針として学生が修得すべき能力が読み取れるものとなっている。	3.7

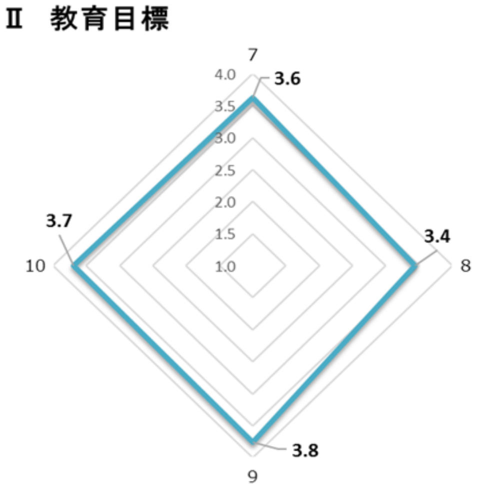

Ⅲ　**教育課程（カリキュラム）運営**…平均 3.2

・教育課程経営者の活動

11	教育課程編成者と教職員全体は、教育課程と授業実践、教育評価との関連性を明確に理解している。	3.0
12	教育課程編成者と教職員全体は、教育理念・教育目的の達成に向けて一貫した活動を行っている。	3.1

・教育課程編成の考え方と具体的な構成

13	看護学の内容と学修の到達度について明確な考え方と根拠をもって教育課程を編成している。	3.3

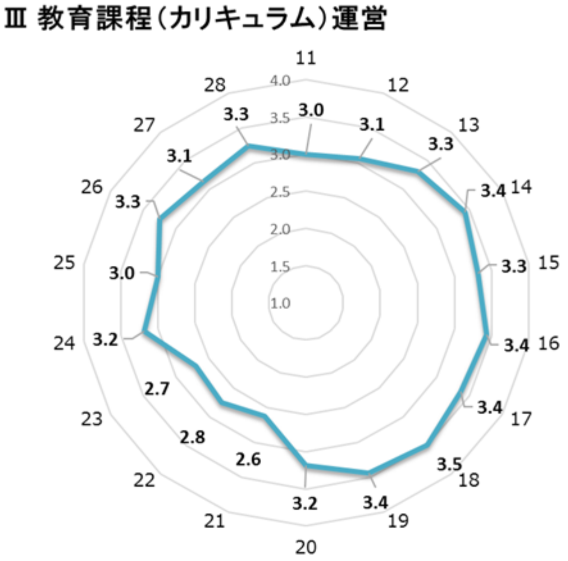

・**科目、単元構成**

14	科目および単元は明確な考え方と根拠をもって構成され、教育理念・目的、教育目標と整合性がある。	3.4
15	構成した科目は養成所の特徴をあらわしている。	3.3

・**教育計画**

16	単位履修の方法は学生の単位履修を支援するものとなっている。	3.4
17	単位履修制および学年制の考え方を踏まえつつ、看護師になるための学修の質を維持できるように科目の配列をしている。	3.4

・**教育課程評価の体系**

18	単位認定の基準および方法は看護師に必要な学修を認めるものとして妥当である。	3.5
19	他の高等教育機関と単位互換が可能な体制を整えている。	3.4
20	授業評価や授業総括等により教育課程を評価する方法が整っている。	3.2
21	評価結果の活用における倫理規定を明確にしている。	2.6

・**教員の教育、研究活動の充実**

22	教員が専門性を発揮できるように、教員の担当科目と時間数を配分している。	2.8
23	教育課程の実践者である教員が自ら成長できるよう、自己研鑽のシステムを整えている。	2.7
24	教員が自身の専門領域に関する学会や研修会に参加し、教授活動に還元できる体制を整えている。	3.2

・**学生の看護実践体験の保証**

25	臨地実習施設は、養成所の個別の教育理念・教育目的、教育目標を理解している。	3.0
26	臨地実習施設は、学生の看護実践の学習を支援する体制を整えている	3.3
27	臨地実習指導における学生の学びを保障するために、臨地実習指導者と教員の役割を明確にしている。	3.1
28	学生からケアを受ける対象者の権利を尊重するための考え方を明示している。	3.3

Ⅳ　教授・学習・評価過程…平均 3.2

・授業内容と教育課程との一貫性/看護学としての妥当性 /授業内容間の関連と発展

29	授業の内容は、教育課程との関係において学生のための授業内容として設定されている。	3.4
30	授業内容のまとまりの考え方は、科目目標との整合性をもっている。	3.3
31	授業内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当性がある。	3.4
32	当該授業内容間と他の授業内容との関連において、重複や整合性、発展性が明確になっている。	2.9

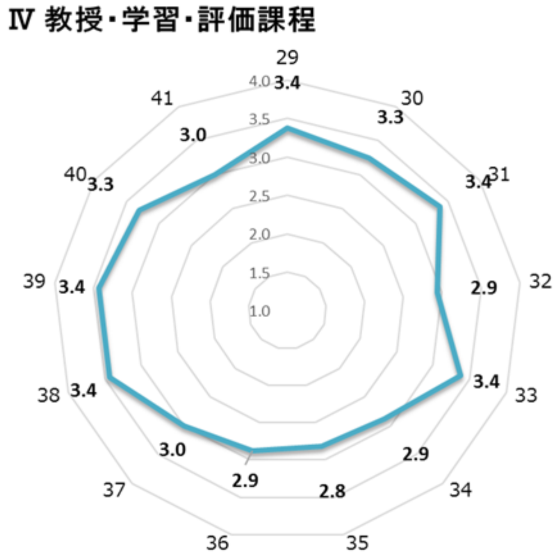

・授業の展開過程

33	授業に応じた授業形態（講義、演習、実験、実習）を選択している。	3.4
34	授業展開に用いる指導技術についての考え方を授業計画等に明示し、実践している。	2.9

・目標達成の評価とフィードバック

35	評価計画を立案し、実施している。	2.8
36	評価結果に基づいて、実際に授業を改善している。	2.9
37	学生および教育活動を多面的に評価するために、多様な評価の方法を取り入れている。	3.0
38	学生に単位認定のための評価基準と方法を公表している。	3.4
39	単位認定の評価は公平性が保たれている。	3.4

・学習への動機づけと支援

40	シラバスの提示や学習への指導は、養成所全体として一貫性がある。	3.3
41	シラバスの提示や学習への指導は、学生の学習への動機づけと支援になっている。	3.0

Ⅴ　経営・管理過程…平均 2.9

・設置者の意思、指針

42	養成所の管理者は教育理念・教育目的・教育課程経営についての考え方を明示している。	3.6
43	教職員は養成所の設置者と管理者の考え方を理解している。	3.3

・組織体制

44	養成所の組織体制は、教育理念・目的を達成するための権限や役割機能が明瞭になっている。	3.1
45	意思決定システムが明確になっている。	2.8
46	意思決定システムは、組織構成員の意思を反映できるように整えられている。	2.8

・施設設備の整備

47	管理者の考え方に基づいて整備計画を立案し、実施している。	2.8
48	看護の専門職教育に必要な施設設備を計画的に整備している。	2.8
49	医療・看護の発展や学生層の変化に合わせて、施設設備を整備・改善している。	2.4
50	学校として災害時や学内での感染拡大への対応指針または行動指針がある。	3.1
51	災害時・感染拡大時に授業が継続できる通信環境を整えている。	2.9

Ⅴ 経営・管理課程

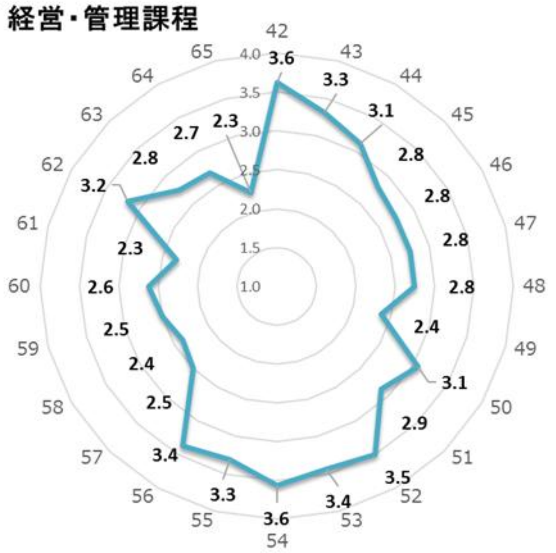

・学生生活の支援

52	学生が入学後に学修を継続できる支援体制を多角的に整えている。	3.5
53	学生が活用しやすいように学生生活の支援体制を整えている。	3.4

・養成所に関する情報提供・広報活動

54	教育・学習活動に関する情報提供を関係者（保護者等）に行っている。	3.6
55	関係者（保護者等）への情報提供は関係者から協力・支援を得ることにつながっている。	3.3
56	看護師を養成する機関としての存在を、十分にアピールする広報活動を適切に行っている。	3.4

・養成所の運営計画と将来構想

57	養成所は明確な将来構想のもとに、運営の中・長期計画、短期計画、年間計画を立案している。	2.5
58	上記の実施・評価は将来構想との整合性をもっている。	2.4

・財政基盤

59	財政基盤を確保することについての考え方は、学習・教育の質の維持・向上につながっている。	2.5
60	教職員は、養成所がどのような財政基盤によって成り立っているのかを理解している。	2.6
61	教職員それぞれの観点からの財政についての意見は、経営・管理過程に反映できるようになっている。	2.3

・自己点検、自己評価体制

62	自己点検・自己評価の意味と目的を理解している。	3.2
63	自己点検・自己評価体制を整え、運用している。	2.8
64	自己点検・自己評価は養成所のカリキュラム運営、授業実践にフィードバックするように機能している。	2.7
65	自己点検・自己評価に関して、学校関係者評価および第三者評価が実施されている。	2.3

Ⅵ　入学…平均 3.6

66	入学者選抜に関する情報は、一定の時期に全国規模で公開している。	3.6
67	推薦・一般入学試験は手続き、願書提出など学則の取り決めに従って、厳正に実施されている。	3.8
68	推薦・一般入学試験の合否は、選考会議で公正に決定し規定に従って本人に通知され発表されている。	3.8
69	入学者状況、入学者の推移について,入学者選抜方法の妥当性及び教育効果の視点から分析し検証している。	3.4

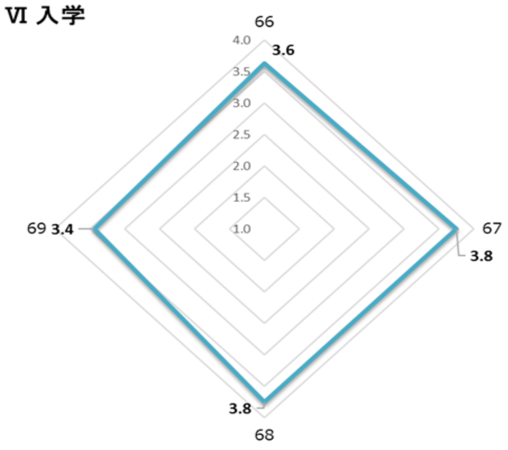

Ⅶ　卒業、就職、進学…平均 3.0

70	卒業時の到達状況を捉える方法が明確であり、計画的に行っている。	3.3
71	卒業時の到達状況を分析している。	3.0
72	卒業生の就業・進学状況を分析している。	3.1
73	卒業生の就職先との情報交換や調査の実施等ができる体制を整えている。	2.6

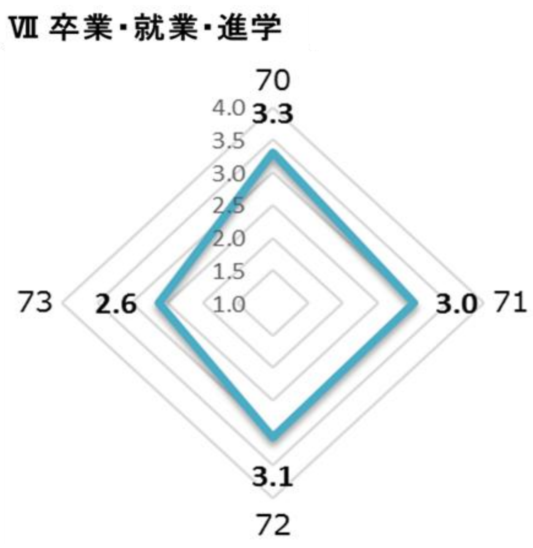

Ⅷ　地域社会/国際交流…平均 3.0

・地域社会

74	社会との連携に向けて、地域のニーズを把握している。	3.0
75	看護教育活動を通して地域社会への貢献を組織的に行っている。	3.3
76	養成所の教育活動について、地域社会のニーズを把握する手段をもっている。	2.9

・国際交流

77	国際的視野を広げるための授業科目を設定している。	2.8

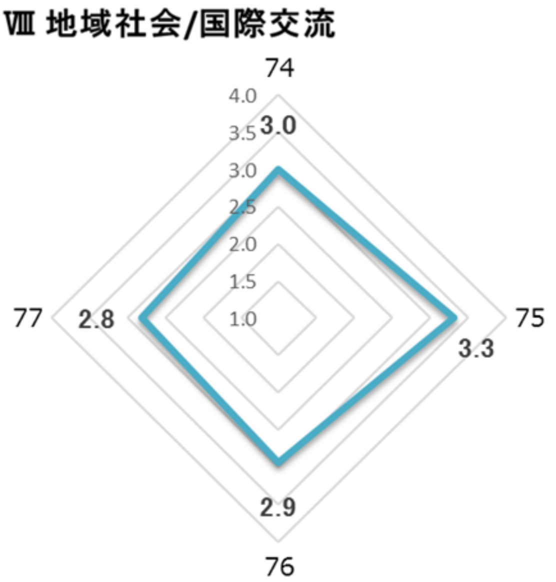

Ⅸ　研究…平均 2.7

78	養成所は教員の専門分野の研究活動（時間的・財政的・環境的）に関する支援を実施している。	2.7

Ⅹ　独自項目…平均 3.0

79	ワークライフバランスの考え方に基づき、教職員は自己の業務遂行のマネジメントを行い適宜休暇をとっている。	2.5
80	法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされている。	3.6

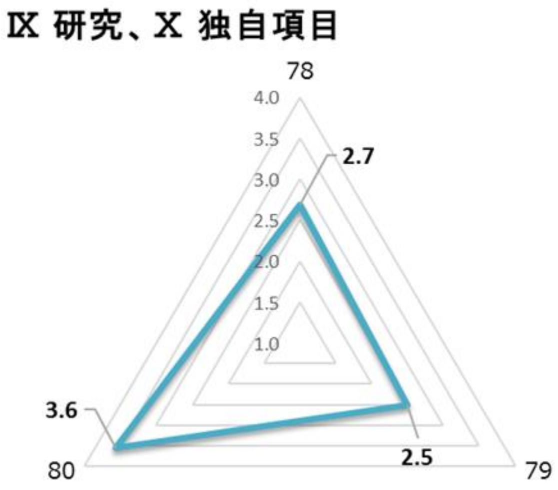

４．今後の課題

今回のパイロットテストにおいてカテゴリー平均が 2.0 台となったのは「Ⅴ.経営・管理過程」「Ⅸ.研究」の 2 つであった。平均は標準値を上回ったが、カテゴリーを構成する各評価項目に注目すると 2.0 台のものが散見される。それらの項目については、現状分析を行い課題を抽出する必要がある。そして、抽出された課題に対して対策の方向性を明確にして具体的な改善策を検討していく。同時に、教育理念や教育目標から導かれる本校の「あるべき姿」に照らして、提案された対策がどのような成果をもたらすかを明らかにすることで、継続的な評価・検証を行う仕組みづくりが形成されるものと考える。今回のパイロットテストの実施を端緒として、学校としての「内部的品質保証の仕組み」を確立していく。

自己点検・自己評価については、４（十分あてはまる）～１（あてはまらない）の評価や評価点（平均点）のみに着目するのではなく、学校運営にかかわる教職員すべてが評価結果の意味を理解・共有しすることが重要と考える。理解・共有の過程における教職員相互の“対話”が「教育水準の維持・向上」と「創意工夫ある教育の追求」のための活動を推進していく機運が醸成されるものと期待したい。

なお、今回のパイロットテストにあたり、「専修学校における学校評価ガイドライン」･「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて」･「看護教育自己評価指針」を参考に評価項目（カテゴリー）と評価基準を定めた。テスト対象者16名すべてから回答を得ることができたことを踏まえ、テスト対象者の所属や職位・職制、雇用形態による回答の偏りは小さいものと判断できる。このたび本校で定めた自己点検評価項目－10カテゴリー・80項目－は本校の学校運営及び教育活動等について点検･評価を行ううえで適切と考える。ただし、評価点（４から１まで）のばらつきが認められる評価項目もあったので、今後は、評価の考え方や、評価の参考となる資料を提示するなどして、できるだけ同じ観点から評価できるような工夫が必要と考える。

令和７年４月２日
酒田市立酒田看護専門学校
副学校長　渡會睦美